

一般社団法人ワールドスケートジャパン

利益相反ポリシー

(目的)

第1条

一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「本連盟」という。）は、国内統括団体(中央競技団体)としての社会的責務並びに信頼を堅持する一方、ローラースポーツの普及振興、スポーツ文化の振興等の社会貢献活動を積極的に推進する。

そのために、本連盟構成員（以下「役職員等」という。）および組織としての利益相反（責務相反を含む）に関する基本的な考え方と管理運営の方針を「一般社団法人ワールドスケートジャパン利益相反ポリシー」として定める。

すなわち、本連盟および本連盟役職員等が団体活動をとおして、その活動成果を社会に還元するという使命を果たす上で、たとえ公正と信じて活動しても生じ得る利益相反問題を未然に防止し、かつ、深刻な事態に陥らぬようマネジメントし、また、生じた利益相反問題に対処するために必要な学内の体制整備、啓発活動、情報の公開に鋭意努力し、本連盟の目的に掲げるローラースポーツの普及振興、スポーツ文化の振興"に寄与することを目的とする。

(利益相反マネジメントの基本的な考え)

第2条

1. 本連盟は、本連盟の目的のもとに活動成果を社会に還元することを積極的に奨励し支援するが、その過程で生じる利益相反を適正にマネジメントすると共に、そのための体制を整備する。
- 2.本連盟の役職員等は、本連盟の利益と利害が相反するおそれのある活動をする場合は、利益相反が深刻な事態に陥らないようマネジメントする。
- 3.本連盟およびその役職員は、本連盟の使命と社会的信頼を失うことなく関連団体、企業等の良きパートナーとなるため、社会に対しても理解と協力をお願いし、円滑な連盟活動を推進するようマネジメントする。

(本ポリシーの適用範囲)

第3条

本ポリシーが適用される「役職員等」とは、本連盟に属する、本連盟の理事・監事、全職員、各競技委員会、都道府県連名役員、代表チームのスタッフを指す。

(利益相反の分類)

第4条

一般に、広い意味で利益相反は利益相反と責務相反と合わせ持ったものを指し、利益相反には、個人としての利益相反と連盟（組織）としての利益相反がある。また、責務相反においても個人としての責務相反と連盟（組織）としての責務相反があり、以下に分類し、具体的に例示する。

- (1).個人としての利益相反役職員等が、兼職又は団体活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式取得等）と、教育・活動という連盟における責任並びに業務分掌に示され

ている本来担っている業務が衝突・相反している状態。

例示 1：連盟活動において、活動テーマや活動内容が相手企業の利益のみを不当に優先して決定された結果、学術活動上の有意性に欠けるような場合

例示 2：連盟活動において、相手企業に有利な、客観性に欠けるデータの収集等がなされるような場合

例示 3：連盟活動において、活動結果の公表が、相手企業から不当に制限され、活動の推進を妨げているような場合

(2).個人としての責務相反役職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、連盟における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態。また、兼業活動等以外において外部諸機関と接触する場合において、連盟における職務遂行の責任と外部諸機関に対する職務遂行責任が両立し得ない状態。

例示 1：約職員が、外部諸機関と交流、又は、業務にかかわることが原因で、連盟における本務がおろそかになるような場合

(3).連盟（組織）としての利益相反組織としての利益相反は、連盟組織が企業等から得る利益（実施料収入や株式取得など）と、連盟組織の教育・活動および成果の社会への還元という社会的責任が相反する場合の利益相反と、連盟が企業に対して負う責任と連盟の社会的責任が相反する場合の責務相反の両方を含んでいる。

例示：連盟活動において、連盟が対価を受ける代わりに特定の企業が活動成果を使用する権利を独占し、当該企業がそれを活用する責務を怠ったため、活動成果が十分に社会に活用されないような場合

(兼業兼職の基準および利益相反の判断基準)

第 5 条

1.兼業兼職の基準

(1)一般社団法人ワールドスケートジャパン連盟役員規程若しくは一般社団法人ワールドスケートジャパン事務局規程を遵守すること。

2.利益相反の判断基準

(1)役職員等が兼業兼職の基準を満たしている場合であっても、本連盟の職務遂行よりも個人的な利益を優先させていると客観的に見られるような場合（狭義の利益相反）

(2)個人的な利益の有無にかかわらず、本連盟における職務遂行よりも団体活動に労力や時間配分を優先させていると客観的に見られるような場合（責務相反）

(3)兼業許可が不要な場合であっても、以下に該当する場合は、利益相反又は責務相反にならないよう十分配慮する必要がある。

(ア)講演や技術指導等を行い、報酬を個人的に受領するような場合

(イ)共同活動、受託活動および各種活動員の受け入れにより連盟外と交流する場合

(ウ)外部から寄付金、設備や物品の供与を受ける場合

(エ)連盟の施設や設備の利用を提供する場合

(オ)共同活動先等何らかの便益を供与し、又は供与される者から物品を購入する場合

(カ)外部から便益の供与を受け、または供与が想定される場合

(情報の公開)

第6条

本連盟は、公正な団体活動の推進を行い、社会的信頼性を確保するために、個人情報・プライバシーに配慮した上で、可能な情報を公開し、特に金銭授受の透明性に努めるものとする。また、本ポリシーの適切な運用および改善と知識の社会的共有に資するため、利益相反の事例を収集・分析し、個人情報保護規程を十分遵守した上で、有益な情報を具体的事例として学内外に公開することに努める。

(利益相反マネジメント体制)

第7条

1.利益相反相談窓口

コンプライアンス委員会が窓口となり、役職員等が気軽に相談できるように配慮する。

2.コンプライアンス委員会の判断により、外部有識者による相談も可能とする。

(啓発活動)

第8条

コンプライアンス委員会は、役職員研修会、連盟広報誌等を通じて、本連盟の利益相反に関する考え方、マネジメント体制、手続き等を対象者に対して周知させると共に、利益相反問題発生の防止および利益相反問題に対し、適正な対処の仕方について教育・啓発活動を実施する。

(届出および報告義務)

第9条

本連盟の役職員等は、以下(1)～(3)の場合には事前に、(4)の場合に事後速やかに、会長に届け出るものとする。

- (1)自らの活動に関連した事業を起こす場合、又はそのような事業を行う会社の設立に関与する場合
- (2)自らの活動に関連した事業を行うことを業とする会社の株主、役員若しくは従業員になる場合
- (3)他者に対し、自らの活動に関連する情報を提供し、又はこれを実施許諾する場合
- (4)前述の(1)～(3)を通じて、一定額以上の金銭的利益を得た場合

(利益相反に対する措置)

第10条

会長は、利益相反委員会の審議結果を受けて、本ポリシーおよび内規を含む連盟および各委員会諸規定に照らし合わせ、役職員等の行為が本連盟の利益と看過できない程度に利益相反する、又はそのおそれがあるものと認めるときは、当該役職員等に対して、その「排除勧告」又は「活動中止命令」を発することができる。これにより勧告又は命令を受けた役職員等は、速やかにこれに従うものとする。

(改訂)

第11 本ポリシーは理事会によって改訂される。

附則 本規程は、2024年11月2日から施行する。